

2022.07.01

BCM ニュース <2022 No.2>

南海トラフ地震臨時情報発出時の企業対応について

【要旨】

- BCM ニュース<2019 No.2>では、2019年に内閣府より公表された「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」、および同ガイドラインに示されている「南海トラフ地震臨時情報」の運用等について解説した。
- 本稿では、運用開始から約3年を経て、「南海トラフ地震臨時情報」が発出された場合の企業対応について、実例を紹介する。そして、そこから紐解く検討のポイントを解説する。

1. はじめに

2022年1月22日1時8分に、日向灘の深さ45kmを震源とするM6.6の地震が発生し、大分県、宮崎県では最大震度5強が観測された。この時に気象庁が開いた会見で質疑のテーマとなったのが「南海トラフ地震臨時情報」である。2019年から運用が開始された南海トラフ地震臨時情報が発表寸前まで至ったのはこの時が初めてであり、こうした制度があることを初めて知った方も多いのではないだろうか。また、南海トラフ地震の被害想定地域に拠点を持つ企業においては、BCPを実践する可能性についても、より実感をもったのではないだろうか。

「南海トラフ地震臨時情報」は、2019年5月31日より運用が開始されており、「南海トラフ地震の想定震源域付近で異常現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模地震と関連するかどうか調査を開始、または継続している場合」、および「観測された異常現象の調査結果を発表する場合」に、気象庁から発表される。詳細の運用の流れは後述するが、この臨時の情報の発表に至る基準の一つである「想定震源域またはその周辺でM6.8以上の地震が発生」というトリガーが、今回の日向灘地震において、南海トラフ地震臨時情報発表の可能性に言及された要素である。

BCM ニュース <2019 No.2>「企業の南海トラフ地震対策の方向性について」では、南海トラフ地震臨時情報への対応ポイントが記載されたガイドライン「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」から紐解く企業が検討すべき事項を解説したが、本稿では、企業の具体的な検討・運用事例を交えながら、南海トラフ地震臨時情報に関する企業の対応のポイントを解説する。

2. 「南海トラフ地震臨時情報」の概要

BCMニュース <2019 No.2>と重複する内容となるが、本稿の前提として重要な項目であるため、改めて臨時情報の運用について、要約を掲載する。

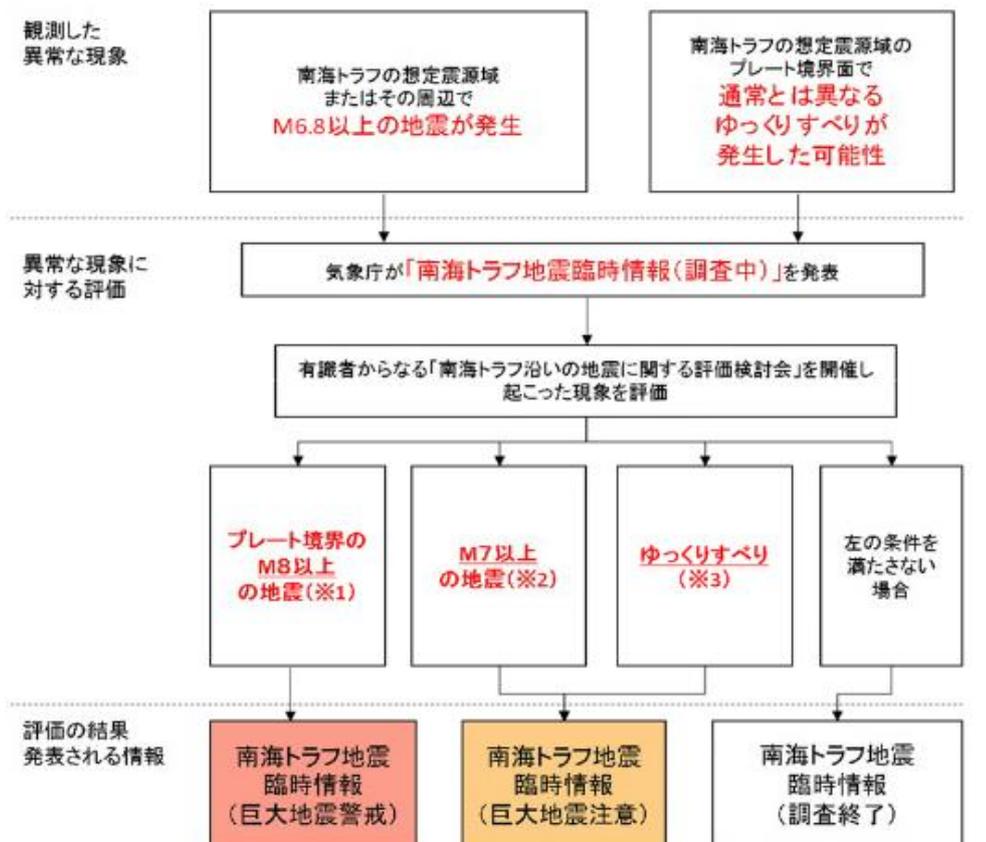
(1) 南海トラフ臨時情報の種類と発表フロー

気象庁では、中央防災会議「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の変更を踏まえ、2019年5月31日15時より「南海トラフ地震臨時情報」および「南海トラフ地震関連解説情報」の提供を開始した。これらは、気象庁ホームページで確認でき、臨時の情報を発表した際は、テレビ・ラジオ・気象庁ツイッター公式アカウントからも情報が発信される。臨時情報の種類、並びに発表までのフローについては、表1、図1の通りである。

【表1:情報の種類と発表条件】

情報名	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 ※防災対応がとりやすいよう キーワードを付して情報発表 します	(調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	(巨大地震警戒)	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	(巨大地震注意)	巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等
	(調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし臨時情報を発表する場合を除く) 	

(出典：気象庁「南海トラフ地震臨時情報」の提供を開始しました(リーフレット)2019年5月31日)



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

(出典：内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」(2021年5月改訂))

【図1：情報発表までのフロー】

(2) 企業における南海トラフ地震臨時情報への対応のポイント

先述のガイドラインでは、南海トラフ臨時情報に対する企業の対応について、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表後は、企業活動を1週間どのように継続するか検討する」、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表時は個々の状況に応じて、後発地震に備えて注意した防災対応を検討する」ことを推奨している。具体的には、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表された際、必要な事業を継続するための措置と後発地震に備えた具体的な防災対応について、8項目が提示されている(表2)。

【表2:南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）発令時の企業の防災対応検討項目】

項目	概要	対応の例
(1) 必要な事業を継続するための措置	・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後、一部地域の避難や被害を踏まえ、人的・物的資源が一部制限されている中で、企業活動を1週間どのように継続するか検討する	・情報発表時に社にできない可能性のある従業員を把握したうえで業務に必要な人員の再配置 ・代替となる人員や取引先の確保
(2) 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置	・企業等は、日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を検討する	・安否確認手段の確認 ・什器の固定・落下防止対策の確認 ・食料や燃等の備蓄の確認 ・災害物資の集積場所等の災害拠点の確認 ・発災時の職員の役割分担の確認
(3) 施設及び設備等の点検	・地震が発生した場合に被害が生ずるおそれのある施設及び緊急的に稼働しないといけない設備等について点検に関する措置を検討する ・社会的に及ぼす影響の大きな不特定多数者が利用する施設、危険物を取扱う施設等を管理又は運営する企業については、第三者に危害を及ぼさないよう必要な点検を確実に実施する	・主要生産設備の点検 ・施設の耐震診断結果に基づく危険箇所点検 ・転倒・落下物の危険箇所点検 ・緊急用自動車の点検
(4) 従業員等の安全確保	・住民事前避難対象地域内に位置する企業等における明らかに生命に危険が及ぶ活動等については、それを回避する措置を検討する	・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時に、市町村から避難勧告が発令され住民は津波警報解除後も最初の地震発生から1週間避難を継続する ・同地域内に位置する企業の従業員や利用者等についても、通常通りの企業活動をした場合に生命に危険が及ぶ場合には、それを回避するため、避難勧告に従い避難する等の措置を検討する
(5) 地震に備えて普段以上に警戒する措置（個々の状況に応じて実施）	・後発地震が発生した場合の被害軽減・早期復旧のため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時に、一定期間継続的に警戒した防災行動を行う措置をあらかじめ検討することが望ましい	・輸送ルートを経済的な沿岸部から内陸に変更 ・利用する港の変更 ・荷物の平積み措置 ・燃料貯蔵や車両の常時満タン化 ・サプライチェーンにおける代替体制の事前準備 ・製品在庫の増産や原材料・部積みし ・津波浸水想定地域から貨物、輸送機器荷役等を移動 ・ヘルメットの携行徹底 ・定期的な重要データのバックアップ ・速やかに作業中断するための準備
(6) 地域への貢献（個々の状況に応じて実施）	・企業等は、それぞれの企業特性を活かして、後発地震に備えた地域における防災対応に貢献することが望ましい	・（卸売・小売業者）生活必需品等の調達に困難な避難者に対して、必要物資の提供等 ・（医療・福祉事業者）避難所等の住民のメンタルヘルスケア、要援護者に対するケア等
(7) 情報の伝達...	・南海トラフ地震臨時情報の内容等については、各企業内等において、確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定める	・南海トラフ地震臨時情報等の内容については、各企業内等において、確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定める必要がある ・発表の内容を把握する責任者（及び代理者）を定めておく必要がある ・情報を、責任者、従業員、利用者等に伝達する具体的な経路及び方法を定める必要がある ・情報の伝達文を予め定め、迅速かつ確実に伝達できるようにしておくことが望ましい。
(8) 防災対応実施要員の確保等...	・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、各企業等の防災対応の実施に必要な要員について検討する。 ・各企業等の防災対応を迅速かつ確実を実施するため、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置する。	・実施する防災対応の内容、その作業量、所要時間等を踏まえて、具体的な所要要員の確保について検討する必要がある。 ・情報が発表される時間帯（営業時間内、外）ごとに参集人員、参集手段等を考慮して、所要要員を検討する。

出典：内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（2021年5月改訂）を元に、当社にて整理

いずれにしても、ガイドラインに示された、南海トラフ地震臨時情報に対する企業活動の基本的な考え方は、「南海トラフ地震臨時情報発表時には、後発地震の発生にそなえて種々の防災活動や被害軽減のための準備を行うべきであり、特に、「警戒」が発表された場合は、平常業務の縮退もやむを得ない。但し、重要な業務については安全を確保したうえで継続する方策を検討すべき」というものといつてよい。

3. 企業における南海トラフ地震臨時情報の対応事例とそのポイント

ここでは、弊社クライアントのうち、「南海トラフ地震臨時情報」の発表時の対応事項を検討・整理している5社の対応方針を紹介し、そこから導き出される企業の具体的検討・対応ポイントを整理

する。

【表3：南海トラフ地震臨時情報に対する企業の対応事例】

	業種	運用方法		
		巨大地震警戒	巨大地震注意 (M7以上の地震)	巨大地震注意 (ゆっくりすべり)
A社	金融業	巨大地震警戒（半割れ）が出た場合、津波リスクのない支社・営業所は拠点閉鎖し、原則拠点内で待機。 以降、自治体指示に従い行動する。 津波リスクのある支社・営業所は拠点閉鎖し、津波避難所へ直ちに避難する。以降、自治体指示に従い行動する。	地震に備えつつ、業務継続。 ただし、自治体の指示があれば、自治体指示に従い行動する。	
B社	金融業	震度6弱以上の揺れが予想される営業拠点は閉鎖する。 津波浸水想定区域の営業拠点は閉鎖し、避難。	震度6弱以上の揺れが予想される営業拠点でも閉鎖はせず、地震への備え（備蓄品、避難場所等）を確認する。 津波浸水想定区域の営業拠点は、必要に応じて閉鎖し、避難する。	震度6弱以上の揺れが予想される営業拠点でも閉鎖はせず、地震への備え（備蓄品、避難場所等）を確認する。 津波浸水想定区域の営業拠点は、本社指示により閉鎖し、避難する。
C社	金融業	<ul style="list-style-type: none"> 臨時情報発令時は、各拠点では「情報モニタリング」「地震への備えの再確認」「PC持ち帰り」「被害回避策の検討」「事前避難対象地域内の拠点に対する避難・閉鎖準備」等を行う。同時に、本社では「リモート対応運営の指示」「在宅勤務ルールの緩和検討」「事前避難対象地域の営業所の把握」などを行う。 避難指示が出た場合は、各拠点では「避難開始・拠点閉鎖」、「代替拠点での業務継続」等を行う。同時に、本社では「代替拠点への出社指示」「代替拠点に関連した人事諸手続きの案内」等を行う。 上記について、本社および各拠点向けの行動チェックシートを作成し、展開。 		
D社	製造業	臨時情報が発表された場合、自衛消防隊をいつでも活動できるように体制再構築（現在検討中）		
E社	製造業	勤務時間中に巨大地震警戒が発表された場合、速やかに業務を終了し退社後、自宅待機する。なお、勤務時間外に発表された場合も同様に自宅待機とする。 警戒解除後には、原則出社する。	注意の段階では、業務継続。	

(MS&ADインターリスク総研にて作成)

(1) 事例から見るポイント①：巨大地震警戒では「事業停止」も視野に入れる

表3を見ると、巨大地震警戒が発表された場合、「一時的な事業停止／拠点閉鎖」も視野に入れた対応を取っているケースが多いことが分かる。南海トラフ地震臨時情報が発表されると、

おおよそ1週間は発表が継続されるため、この判断は1週間程度の業務の停止も視野に入れた経営判断とみることができる。

なお、事例にある「事業の一時停止」だけではなく、テレワークが普及した現時点においては、「テレワークによる事業継続（例：臨時情報が解除されるまでは原則テレワーク）」も一つの対策として挙げられる。また、実際に巨大地震が発生した場合にスムーズに事業が継続できるよう、巨大地震警戒期間中に「事業継続の準備」を行うことも検討すべきであると言える。事実、C社では、拠点は閉鎖するものの、「在宅勤務ルールの緩和（テレワークの促進）」と「代替拠点の選定と人事諸手続き」を行うことがルールとして示されている。

このように、これから南海トラフ地震臨時情報への対応方針を検討・見直しする場合は、事例にある「事業・業務の一時停止」だけではなく、従業員の安全が確保されている環境で業務することを前提として、「テレワークによる業務継続」や「事業継続の準備」の観点も考慮することを推奨する。

(2) 事例から見るポイント②：巨大地震注意では、警戒を高めつつも業務を継続する

巨大地震注意情報発表時には「業務継続」が基本路線となっている事例が多い。これは、ガイドラインで巨大地震注意の対応として「必要な事業を継続させるための措置を実施したうえで（中略）防災対応を検討する。」と示されていることを踏まえた方針であるといえる。なお、業務継続の前提となる従業員の安全確保を目的として、「地震への備えを再確認すること」、「自治体の指示に従うこと」を記載しておくこともポイントである。

(3) 事例から見るポイント③：予想震度および予想津波浸水地域により対応を区別する

拠点で予想される震度や、津波浸水想定区域かどうかで、対応を区別する事例が見られる。表3のA社では、巨大地震警戒が発表された場合、津波浸水想定区域にある拠点については、拠点閉鎖・避難という対応が基本方針となるが、B社では、たとえ津波浸水リスクがない拠点であっても、予想震度が6弱以上の地域に所在する拠点は「閉鎖」としており、従業員の安全に強く配慮した対応として参考になる。

(4) 事例から見るポイント④：家庭防災等に関する従業員教育を推進する

今回ご紹介した事例の対応内容でもう1点注目していただきたいのは、事業拠点の閉鎖に伴い、自宅や避難所で過ごすことになった従業員について、その後の安全確保行動等は従業員に委ねられている例が多い点である。つまり、事業の停止後、在宅中等に本震が発生し被災した際の対応は、家庭防災の範疇として整理している企業が一般的といえる。企業としての対応は、しっかりと検討している企業も多いが、帰宅・避難した後の家庭防災についても、従業員へ啓蒙活動や教育を実施することが望ましい。ぜひ、避難対応や事業継続対応に関するルールの検討が完了した企業においては、従業員個人への防災教育の推進や教育内容の見直しもご検討いただきたい。

(5) その他、検討を推奨する事項

特に上記(1)事業の停止や、(2)業務の継続に関わる方針については、あらかじめ全従業員に周知徹底するとともに、「誰が」「どのタイミングで」「何をするか」という手順を具体的に定め、訓練等で実践することが望ましい。

こうした手順構築や訓練等については、愛知県や大分県佐伯市等の自治体を中心に広く行われている。また、ある製造業では、巨大地震警戒情報が発表されたという想定の下、「被害情報の収集と対応方針検討」と「1週間以内に発生するであろう地震への備え」についてシミュレーション訓練を実施している。こうした事例も参考になるであろう。

4. おわりに

南海トラフ地震臨時情報の様に、「観測された異常現象と関連して、後発地震等の可能性が高まった」ことを示す情報発表の運用は、日本海溝・千島海溝沿いの地震においても検討がなされている（2022年3月22日公表の中央防災会議報告書）。

こうした情報発表の運用について、企業側が留意すべき事項は「空振りを恐れない」ことであると言える。東京大学大学院・片田敏孝特任教授は「日本海溝・千島海溝の震源域ではM7以上の地震は2年に1回ほど起きている。そのたびに後発地震への注意報が出て、空振りが増えて『オオカミ少年』のような扱いになっていくのではないか」¹と住民の警戒感が薄れることを危惧している。実際に、昨今は震度5強以下の地震が国内でも頻発しており、緊急地震速報に触れる機会も増加し、ある種の「災害慣れ」の風潮が広がっているのも、こうした危惧が生まれる要因の一つであると言える。

しかし、実際に大規模な地震が発生し、「情報を基に備えを強化しておけばよかった」と後悔してからでは遅い。片田教授は、同記事内で「後発地震への注意情報が出てから右往左往するのでは遅い。すぐに避難行動が取れるように、大きな揺れや津波への備えを進めることが重要で、注意情報はそれまでに備えた対策をスムーズに実施する確認の機会と捉えるべきだ」²とも述べている。実際に本稿で紹介した企業の対応事例についても、巨大地震警戒では空振りを恐れずに「事業停止」、巨大地震注意であっても「備えを確認する／津波浸水想定区域では拠点閉鎖」等というアクションが盛り込まれている。南海トラフ地震臨時情報における企業対応を検討する上では、このように「空振りを恐れないこと」と「当該情報をこれまでの対策をスムーズに実施する確認の機会と捉えること」が重要であるといえよう。

最後に、皆様にとって本稿が、南海トラフ地震だけではなくそれぞれの地域にて危惧されるあらゆる災害への備えを見直していただくきっかけや材料としていただければと思う。

MS&ADインターリスク総研(株)
リスクコンサルティング本部 リスクマネジメント第四部
事業継続マネジメント第一グループ
主任コンサルタント 石川 美有

¹ 「後発巨大地震に1週間警戒を 日本海溝・千島海溝地震」『日本経済新聞 電子版』2022年3月22日、8時58分より引用

² 「後発巨大地震に1週間警戒を 日本海溝・千島海溝地震」『日本経済新聞 電子版』2022年3月22日、8時58分より引用

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。

事業継続マネジメント(BCM)に関するコンサルティング・セミナー等を実施しております。コンサルティングに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問合せ先、またはあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研(株)

リスクコンサルティング本部 リスクマネジメント第四部

事業継続マネジメント第一・第二グループ

千代田区神田淡路町2-105

TEL:03-5296-8918 (第一グループ) / TEL:03-5296-8958 (第二グループ)

FAX:03-5296-8941

<https://www.irric.co.jp/>

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2022